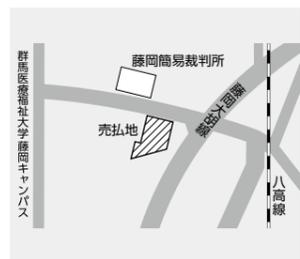


### 市有地の売却

市有地を先着順で売却します。希望する人は申し込みをしてください。資格要件を満たす個人、法人どなたでも申し込みできます。



- ▶ 売却地 藤岡市藤岡 827番12
- ▶ 公簿面積 726.15㎡
- ▶ 予定価格 2,112万 5,518円

受付期間 12月11日(月)～平成30年3月30日(金)  
 ※詳細は財政課で配布している案内書または市ホームページで確認してください  
 問い合わせ 財政課(☎④2213)

### 年末・年始のごみ収集日程

地区	可燃ごみ (燃やせるごみ)	不燃ごみ・古紙・資源・有害物 (ペットボトル・トレイ)	資源(ビン・カン類)
藤岡	1区～5区	12月5日(火)・19日(火) 1月16日(火)	12月12日(火)・26日(火) 1月9日(火)・23日(火)
	6区～11区	12月12日(火)・26日(火) 1月9日(火)・23日(火)	12月5日(火)・19日(火) 1月16日(火)
	12区～15区	12月1日(金)・15日(金) 1月5日(金)・19日(金)	12月8日(金)・22日(金) 1月12日(金)・26日(金)
	16区～20区	12月8日(金)・22日(金) 1月12日(金)・26日(金)	12月1日(金)・15日(金) 1月5日(金)・19日(金)
神流	12月14日(木)・28日(木) 1月11日(木)・25日(木)	12月7日(木)・21日(木) 1月4日(木)・18日(木)	
小野	12月6日(水)・20日(水) 1月17日(水)	12月13日(水)・27日(水) 1月10日(水)・24日(水)	
美土里	12月13日(水)・27日(水) 1月10日(水)・24日(水)	12月6日(水)・20日(水) 1月17日(水)	
美九里	12月7日(木)・21日(木) 1月4日(木)・18日(木)	12月14日(木)・28日(木) 1月11日(木)・25日(木)	
平井	12月11日(月)・25日(月) 1月8日(祝)・22日(月)	12月4日(月)・18日(月) 1月15日(月)	
日野	12月4日(月)・18日(月) 1月15日(月)	12月11日(月)・25日(月) 1月8日(祝)・22日(月)	
鬼石	71区～73区 76区	12月8日(金)・22日(金) 1月12日(金)・26日(金)	12月1日(金)・15日(金) 1月5日(金)・19日(金)
	74区・75区 78区・79区	12月12日(火)・26日(火) 1月9日(火)・23日(火)	12月5日(火)・19日(火) 1月16日(火)
	77区	12月8日(金)・22日(金) 1月12日(金)・26日(金)	12月1日(金)・15日(金) 1月5日(金)・19日(金)
	80区	12月12日(火)・26日(火) 1月9日(火)・23日(火)	12月5日(火)・19日(火) 1月16日(火)

年末は大量のごみが出る時期です。ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別して出してください。

■清掃センターへの自己搬入  
 年末は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)から搬入できます。

■ごみの収集  
 年末は12月29日(金)まで、年始は1月4日(木)から通常どおりごみ収集を行います(左表のとおり)

②38305) 問い合わせ 清掃センター(☎)

### 年末のごみはお早めに「ごみの自己搬入と収集日程

### 教育長表彰の該当者は申請を

毎年2月に、芸術・文化・体育など、学校教育や社会教育において功績のあった個人を教育長が表彰し、栄誉をたたえています。該当する人は申請してください。選考委員会により表彰を決定します。

表彰日 平成30年2月21日(水)

会場 市民ホール

対象 ▽市内在住・在勤・在学の個人で、学芸・体育など

幅広く教育活動全般にわたる他の児童生徒、市民の模範となる成績をあげた人(表彰者基準などがあります)▽前記に準じる指導者

※学校、体育協会、文化協会に所属している人は各所属団体を通じて申請してください

申請期間 12月15日(金)まで

問い合わせ 教育総務課(☎⑤8211)

## 条例・計画に対する意見を募集します



市では市の基本的な政策や条例などの制定(策定)において、その内容を市民の皆さんに公表し意見や提案を求めています。

#### 共通事項

閲覧場所 市政情報コーナー、鬼石総合支所地域振興課、市ホームページ  
 意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人  
 その他 提出された意見を考慮し各条例・計画

を制定(策定)します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません  
 提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で各担当部署へ

### 藤岡市手話言語条例

手話は音声言語と並ぶ言語の一つです。その認識に基づき、手話を必要とする市民があらゆる場面で手話による意思疎通が図られるよう、手話の理解および普及などに関して基本理念を定め、市の責務および市民の役割などを明確にする「藤岡市手話言語条例」を制定します。

閲覧および意見提出期間 12月15日(金)～平成

30年1月15日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日および12月29日(金)～30年1月3日(水)を除く)  
 提出先 福祉課(〒375-8601(住所記載不要)市役所福祉課・FAX②5592・hukushi2@city.fujioka.gunma.jp)  
 問い合わせ 福祉課(☎④2384)

### 藤岡市高齢者福祉計画及び第7期藤岡市介護保険事業計画

高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指した「藤岡市高齢者福祉計画及び第7期藤岡市介護保険事業計画」を策定します。この計画は平成30年度～32年度の高齢者施策(介護予防や生きがづくりなど)や介護保険事業の運営に関する計画です。

閲覧および意見提出期間 12月18日(月)～平成30年1月25日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日および12月29日(金)～30年1月3日(水)を除く)  
 提出方法 介護高齢課(〒375-8601(住所記載不要)市役所介護高齢課・FAX④2196・kaigo3@city.fujioka.gunma.jp)  
 問い合わせ 介護高齢課(☎④2809)

### 藤岡市空家等対策計画

人口の減少や既存建築物の老朽化などに伴い、適切な管理がされていない空き家が増えていきます。そのような空き家は防災・防犯・環境など、多岐に渡る面で問題を引き起こします。本市における空き家などの対策を総合的かつ計画的に推進するために「藤岡市空家等対策計画」を策定します。

閲覧および意見提出期間 平成30年1月4日(木)～1月31日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)  
 提出方法 建築課(〒375-8601(住所記載不要)市役所建築課・FAX②6444・kenchiku3@city.fujioka.gunma.jp)  
 問い合わせ 建築課(☎④2326)